



草加八潮消防組合監査委員告示第6号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施した随時監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年7月7日

草加八潮消防組合監査委員 中 村 幸 彦

草加八潮消防組合監査委員 白 石 孝 雄

1 監査対象所属

全所属

2 監査の対象事務

令和元年度及び令和2年度に執行された財務に関する事務のうち、専決権者について及び入札案件について。

なお、原則として令和2年3月1日から令和2年5月31日までに契約を締結した案件中、1件予算額が30万円を超えるもの。

※ 当該随時監査は、令和元年度定例監査において、事務の一部に指摘事項を発見したことにより、実施したものです。

3 監査期間

令和2年4月15日（水）から令和2年7月3日（金）まで（講評を含む。）

4 監査の実施手続

草加八潮消防組合監査基準第10条並びに草加八潮消防組合監査事務処理要領第5条及び第6条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

5 監査の着眼点

別紙「草加市監査委員事務局財務事務監査の着眼点」を準用するものとしました。

6 監査結果

草加八潮消防組合事務決裁規程では、事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに責任の明確化を図るため、予算の執行については1件当たりの予算額により決裁区分が明確に規定されております。

また、普通地方公共団体における契約の締結については、地方自治法施行令に定めた内容に該当する場合に限り、指名競争入札、随意契約等の方法によることができるとされております。

しかし、これは例外規定であり、不特定多数の者に競争を行わせることにより、公正性と機会均等性の確保を図ることを目的とした一般競争入札を原則とすることが地方自治法に規定されております。

今回の随時監査は、令和元年度の定例監査において、事務の一部に指摘事項を発見したことに伴い、「専決権者について」及び「入札案件について」を全所属を対象として実施したものです。

具体的には、令和元年度及び令和2年度に執行された財務に関する事務のうち、令和2年3月1日から令和2年5月31日までに契約を締結した案件中、1件予算額が30万円を超えるものを対象とし監査を実施したところ、次表の所属別集計表のとおり適正に執行されていると認められました。

また、執行機関においては、定例監査における指摘事項の再発防止に係る管理職員説明会の開催や、統一的に事務処理を行うことができるよう新たに作成された「契約事務チェックシート」を活用し、効率性を追求しつつ適正な事務手続の執行に努めていることを確認しました。

所属別集計表

令和2年度

【単位：件】

区 分 所 属		1 件予算額が 3 0 万円を超える件数					
		専決（決裁） 権者について			契約の締結 方法について		
		適 正	不適正	入 札	随意契約		
					適 正	不適正	
総 轄 担 当		2	2			2	
総 務 課		5	5			5	
予 防 課		0					
警 防 課		7	7	5	2		
情報指令課		1 1	1 1			1 1	
草 加 消防署	管 理 課	1 3	1 3	2	1 1		
	消防第 1 課・第 2 課	1	1		1		
	西 分 署	3	3		3		
	青 柳 分 署	3	3	1	2		
	北 分 署	0					
	谷塚ステーション	0					
八 潮 消防署	管 理 課	5	5	2	3		
	消防第 1 課・第 2 課	1	1		1		
合 計		5 1	5 1	0	1 0	4 1	0

※ 令和元年度は、該当がありません。